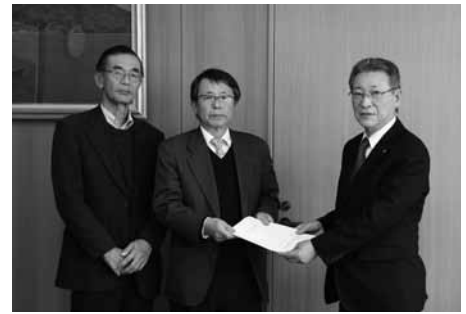


指定管理者選定委員会が町長へ報告書を提出

10月26日および11月21日、募集した公の施設の指定管理者について、次の各選定委員会から指定管理者の選定に係る報告書が椎木町長に提出されました。

町では、12月議会で優先交渉権者の議決を受け、施設の指定管理者に指定することとしています。



11月21日、河村誠治委員長（中央）から、椎木町長へ報告書が提出されました。

■公募施設

委員会名	施設名	報告書提出日
周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者選定委員会	周防大島町久賀歴史民俗資料館 周防大島町町衆文化伝承の館 周防大島町町衆文化の薫る郷公園	10月26日
日本ハワイ移民資料館指定管理者選定委員会	日本ハワイ移民資料館	10月26日
竜崎温泉潮風の湯指定管理者選定委員会	竜崎温泉潮風の湯	11月21日

■非公募施設

委員会名	施設名	報告書提出日
周防大島町総合交流ターミナル指定管理者選定委員会	周防大島町総合交流ターミナル施設	11月21日

突然の訪問購入にご注意を！

めざせ！
かしの消費者

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820(22)2125

山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

知らない業者から、「不用品の買い取りキャンペーンをやっている。不用品があれば買い取る」と電話があり、1時間後に業者が訪問してくる予定だ。どうしたらよいだろうか。

【対応】

事前に連絡をしてきた購入業者であっても、勧誘に先立って、購入業者の名称や買い取る物品を明示しない購入業者との契約は避けるよう助言した。

【ワンポイント講座】

訪問購入では、申込みまたは契約の際に、購入業者から消費者に対して取引内容を記載した書面を交付する必要があります。

書面が交付された場合でも、購入業者から交付される書面に買い取られた物品の特徴等が正確に記載されているか、物品数に間違いはないか等、購入業者と1点1点きちんと確認しましょう。

書面は購入業者の連絡先の把握や契約内容の確認のために重要であるだけでなく、解約や物品の返還を求める際にも必要となります。後々のトラブルを避けるためにも、書面を交付しない購入業者、不十分な書面を交付する購入業者とは契約しないようにしましょう。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課
☎0820(79)1003